

はじめに

本市では、平成26年度に「坂出市障がい者福祉計画および第4期障がい福祉計画」を策定し、平成27年度より「住み慣れた地域で共に安心してすごせるまち さかいで」の実現をめざし、さまざまな障がい者福祉施策を推進してまいりました。

その間、国においては、平成26年に批准した「障害者の権利に関する条約」の理念を踏まえ、平成28年に「障害者差別解消法」を施行、平成30年には「第4次障害者基本計画」を策定するなど、障がい者を取り巻く状況は大きく変化しております。

このたび本市現行計画の最終年を迎え、計画の見直し作業に取りかかるにあたり、障がい者の意向を把握するため、アンケート調査や事業所・関係団体等を対象としたヒアリング調査を実施したところ、障がいや障がい者についての理解がまだまだ十分ではないとの意見や、情報提供や相談支援体制に関してわかりにくさを指摘する声がありました。

新計画では、アンケート調査等から読み取ることができた現状と課題を正確に捉え、具体的な施策につなげられるよう検討を重ね、「自分らしく 住み慣れた地域で 共に安心してすごせる健幸のまち さかいで」と基本理念を一新し、その実現のため、本市の取り組むべき方向性を定めたところであります。今後とも、障がい者が地域社会において他の人びとと共生することを妨げられず、一人ひとりの人格と個性が認められ、違いや多様性が尊重される「地域共生社会の実現」をめざし、本市独自の障がい者福祉施策を充実させてまいる所存でございますので、引き続き、市民の皆様、関係者の皆様には、さらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、熱心にご審議いただき、ご協力をいただきました策定協議会委員の皆様をはじめ、関係機関の皆様、アンケート調査等へご協力・ご意見をいただきました市民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

坂出市長 綾 宏



目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景	1
2 障がい者福祉制度の変遷（国の動向）	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	4
5 計画の対象者	4
6 計画の策定体制	5
第2章 障がい者を取り巻く状況	7
1 人口構造	7
2 障がい者の状況	9
3 障がい児の状況	15
4 サービスの利用状況	18
5 アンケート調査からみる障がい者（児）の現状	23
第3章 計画の基本的な考え方【障がい者福祉計画】	51
1 基本理念	51
2 基本目標	52
3 施策体系	54
第4章 障がい者福祉施策の展開	55
1 理解と交流の促進	55
2 保健・医療の推進	63
3 療育・教育の充実	69
4 自立した生活支援の推進	74
5 雇用・就業支援の推進	80
6 安全・安心な生活環境の整備	85
7 情報提供・相談支援体制の充実	94
8 差別の解消および権利擁護の推進	98
第5章 第6期障がい福祉計画	105
1 令和5年度の成果目標	105
2 障がい福祉サービス等の見込量（活動指標）	110
3 地域生活支援事業の見込量（活動指標）	115
4 その他の新制度への対応	119
第6章 計画の推進	121
1 計画の推進体制	121
2 計画の点検・評価および改善	123

資料編	125
1 坂出市障がい者福祉計画および第6期障がい福祉計画策定経過	125
2 坂出市障がい者福祉計画および第6期障がい福祉計画について（提言）	126
3 坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会設置要綱	127
4 坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会委員名簿	128
5 用語解説	129
6 相談・支援窓口一覧	136

※「障がい」のひらがな表記について

坂出市において、『坂出市「障がい」ひらがな表記取扱指針』に基づき、法令、その他固有名詞を除き、「害」の字をひらがなに表記し、「障がい」とすることとしております。

※「共働」の表記について

この計画では、市民、民間事業者、行政等がお互いの役割や責任を認め合い、相互に関係を深めながら共に働く、行動する新しい関係を築いていこうという意味を込めて、共に働くという「共働」とすることとしております。

※「健幸のまちづくり」「健幸づくり」「健康」の表記について

本計画では、市民が健やかで幸せに暮らせる地域社会の実現に向けたまちづくりを「健幸のまちづくり」、心身の健康だけではなく、自分らしい生き方を実現するための取り組みを「健幸づくり」、心身の健康については「健康」としております。

※本計画で使用している書体について

本計画では、視認性・可読性の高いUD（ユニバーサルデザイン）フォントを使用しています。（一部を除く。）